

海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程

制定 平成 18 年 10 月 2 日
平成 18 年度規程第 15 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下、「機構法」という。）第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 機構が行う助成金の交付は、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年度経済産業省令第 120 号）及び海外地球温暖化防止技術開発支援事業費補助金（海外地球温暖化防止技術開発支援事業）交付要綱（平成 18・08・28 財産第 7 号）並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第 3 条 機構は、次の各号に掲げる事業（以下「助成事業」という）を実施するために必要な経費のうち、助成金交付の対象として機構が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において、当該助成事業を行おうとする者（以下「助成事業者」という。）に対し、当該助成対象経費の一部に充てるため、助成金を交付する。

- 一 海外における二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の排出削減に資する産業技術の開発事業の事前審査等事業（以下「タイプ A」という。）（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条又は第 12 条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国におけるエネルギーの利用の制約を緩和することに資するものに限る。）
- 二 海外における二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の排出削減に資する産業技術の開発事業（以下「タイプ B」という。）（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条又は第 12 条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国におけるエネルギーの利用の制約を緩和することに資するものに限る。）
- 三 海外における二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄の排出削減に資する産業技術の開発事業の事後評価事業（以下「タイプ C」という。）（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第 6 条又は第 12 条に規定する制度の利用その他の方法を通じ、我が国におけるエネル

ギーの利用の制約を緩和することに資するものに限る。)

2 助成対象経費の区分は別表のとおりする。

(補助率)

第4条 前条第1項に規定する助成金の額は、助成対象経費の合計額の2分の1を限度とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による助成金交付申請書に機構が指示する書類（以下「添付書類」という。）を添えて、機構に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 機構は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 機構は、前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額するものとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 機構は、助成金の交付が適當でないと認めたときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

5 機構は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 助成事業者は、本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。

- (2) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、第10条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。
- (3) 助成事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (4) 助成事業者は、助成事業の実施に関し契約をする場合において、助成事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によること。
- (5) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うこと。
- (6) 助成事業者は、機構が第14条第3項の規定により助成金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (7) 助成事業者は、機構が第17条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 助成事業者は、機構が第17条第4項の規定による助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 助成事業者は、機構が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（助成金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (11) 助成事業者は、第20条第3項及び第21条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 助成事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すること。
- (13) 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、助成事業の効果等を報告すること。

2 機構は、別表に掲げるタイプBの事業の助成金の交付決定を行う場合には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業者は、助成事業を実施することにより、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位（Emission Reduction Unit。以下「ERU」という。）、認証された排出削減量（Certified Emission Reduction。以下「CER」という。）又は割当量（Assigned Amount Unit。以下「AAU」とい

う。) が得られるよう必要な措置をとること。また、CDMにおいては機構をプロジェクト設計文書におけるプロジェクト参加者とし、その他の事業においてもこれと同等の位置付けとすること。但し、これら措置等をとれないことについて真にやむを得ないと機構が承認する場合についてはこの限りではない。

- (2) 助成事業者は、助成事業により得られるERU、CER又はAAUについて、その取得時においては全て日本国政府の管理する国別登録簿内へ移転すること。但し、移転しないことについて真にやむを得ないと機構が承認する場合についてはこの限りではない。
- (3) 助成事業者は、助成事業により気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定される2008年から2012年までの約束期間において有効なERU、CER又はAAUを得た場合について、次式による交付した助成金の補助率の分のERU、CER又はAAUを日本国政府の保有口座へ移転すること。その際の制度運用にかかるShare of proceeds等は事業者負担とする。
- 移転するERU、CER又はAAU量 [CO₂換算トン] = 発生したERU、CER (適応に係るShare of proceeds分等を除く) 又はAAU量 × 確定した補助率
但し、次式による交付した助成金相当分 (算出係数は世界銀行「State and Trends of the Carbon Markets」の最新版等を参考としたCO₂トンあたりの価格の逆数であって、機構が交付決定において示すもの) を越えないものとする。
助成金相当分 [CO₂換算トン] = 交付された助成金額 × (算出係数)
また、残りのERU、CER若しくはAAUについて処分する場合には、優先的に機構と交渉を行うこと。
但し、移転しないことについて、真にやむを得ないと機構が承認する場合についてはこの限りではない。
- (4) 助成事業者は、前項に規定された助成事業により得られたERU、CER又はAAUの移転について、以下①～⑤のいずれかに該当し、不足分をこれに相当するERU、CER又はAAUの移転で代替しようとする場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。
- ①交付決定後にベースライン方法論の変更等により獲得予定量の減少があった場合
 - ②助成事業者の責めに帰さない事由による事業規模縮小等があった場合
 - ③検証時の指定運営機関等の指摘による獲得予定量からの減少があった場合
 - ④認証・発行時のCDM理事会指摘等による獲得予定量からの減少があった場合
 - ⑤その他、助成事業により得られたERU、CER又はAAUの移転が特に困難と認められる場合
- (5) 助成事業者は、助成事業により得られたERU、CER又はAAUについて移転する場合には、その移転先は出来る限り日本国内とするよう努めること。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第9条 助成事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更(等)承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

イ 助成目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10%以内の範囲内で変更をする場合を除く。

(3) 助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく助成事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

3 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事故の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書を機構に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第11条 助成事業者は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間にかかる助成事業の実施状況について、指示する期日までに様式第6による実施状況報告書を機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該助成事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 助成事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 助成事業者は、助成事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに第1項に準ずる実績報告書を機構に提出しなければならない。

4 第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(助成事業の承継)

第13条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 助成事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 機構が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、助成事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、助成事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、機構は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、助成事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、機構は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- 一 機構は、助成事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 機構は、助成事業者による債権譲渡後も、助成事業者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書に基づいて助成事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、会計事務の取扱に関する機構達（平成15年度機構達第6号）第5条の規定に基づき、出納命令職又は出納命令職代理が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(助成金の額の確定等)

第15条 機構は、第12条第1項の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

2 前項の助成金の額の確定は、配分された助成対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された助成金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 機構は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる

事項を、速やかに助成事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき助成金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

5 機構は、助成事業者が第3項の規定による請求を受け、当該助成金を返還したときは、様式第9により返還報告書を提出させるものとする。

6 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(助成金の支払)

第16条 機構は、第15条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、助成金の一部について概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算（概算）払請求書を機構に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第15条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

(交付決定の取消し等)

第18条 機構は、第8条の規定による申請の取下げの届出若しくは第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1)助成事業者が、法令、本規程又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2)助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
 - (3)助成事業者が、助成事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4)助成事業者が、別表に掲げるタイプAのCDM理事会登録費用による助成金を受けた場合において、CDM理事会より登録費用の返還をうけた場合。
 - (5)前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第15条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに助成事業者に通知するものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号及び5号に規定する場合を除き、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該助成事業者から徴収するものとする。
- 6 第15条第4項から第6項の規定は、第4項の規定に基づく助成金の返還について準用する。この場合において、第15条第5項中「様式第9」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第19条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第20条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 助成事業者は、取得財産等について様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第12条第1項に定める助成事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 機構は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、助成金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 前項の納付については、第15条第6項の規定を準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより助成事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(助成事業の経理等)

第23条 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日若しくは助成事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間又は第7条第2項第3号に規定された移転期限までの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。

(ERU/CER/AAU納付報告書)

第24条 助成事業者は、タイプBの助成事業について、第7条第2項第3号又は第4号の規定に基づくERU、CER又はAAUの移転の一部又は全てを行った場合、10日以内に様式16による移転報告書を機構へ提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第25条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

(附 則) (平成18年10月2日平成18年度規程第15号)

この規程は、平成18年10月2日から実施する。

別 表

海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金 助成対象費目

事業の種類	助成 事 業	
	助 成 対 象 経 費 の 区 分	内 容
タイプA（事前審査等事業）	諸経費	第三者認証機関による事前審査等に必要な経費(指定運営機関による有効化費用、CDM理事会への登録費用、事業設計文書作成外注費用 等)
タイプB（開発導入事業）	設計費	事業実施に必要な機械装置等の設計費、システム設計費 等
	設備費	事業実施に必要な機械装置、建築材料等の購入、製造(改修を含む)、取付等に要する費用
	工事費	事業実施に不可欠な工事に要する費用
	諸経費	事業実施を行うために直接必要なその他経費(資材調達費(輸送費)) 等
タイプC（事後評価事業）	諸経費	第三者認証機関による事後評価に必要な経費(指定運営機関による検証費用、認証費用)

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業（非エネルギー等）交付申請書

海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 助成事業の名称及びタイプ
2. 助成事業の目的及び内容
3. 助成事業に要する経費 円
4. 助成対象経費 円
5. 助成金交付申請額 円
6. 助成事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始年月日 平成 年 月 日
 - (2) 完了予定年月日 平成 年 月 日
7. 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の費目ごとの配分（別紙1）
8. 助成事業に要する経費の費目ごとの四半期別発生予定額（別紙2）
9. 幹事法人届出書（別紙3）（共同申請の場合）
10. 外国法人届出書（別紙4）（共同申請者に外国法人が含まれる場合）

（注）1. 国際コンソーシアム等による共同申請の場合には、全ての申請者の連名とすること。

2. この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 助成事業実施計画書
- (2) その他機関が指示する書面

3. 助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{助成金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{助成金交付申請額}$$

(別紙 1)

助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の費目ごとの配分 (単位 円)

費目	助成事業に要する経費	助成対象経費	補助率	助成金交付申請額

(別紙 2)

助成対象経費の費目ごとの四半期別発生予定額 (単位 円)

費目	助成対象経費				
	第 1・四半期	第 2・四半期	第 3・四半期	第 4・四半期	計
合計					

(別紙3)
番号
年月日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

幹 事 法 人 届 出 書

平成____年____月____日付け____により交付申請した「(事業名)」において、共同申請者における幹事法人として、当該交付申請に関し、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の一元的窓口となりますので、その旨届出します。

また、交付決定を受けた場合には、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令を遵守するとともに、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、引き続き幹事法人として、助成事業の適正な実施に関し、一元的に対応するとともに、助成事業終了後においても助成事業の状況及び助成事業から発生する排出削減量の政府口座への移転の状況の報告並びに会計検査対応等に対して、助成事業に係わる責任者として一元的に対応致します。

(別紙4)
番号
年月日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

住所 _____
外国法人名 _____
代表者名 _____ サイン

外 国 法 人 届 出 書

平成____年____月____日付け____により交付申請した「(事業名)」において、共同申請者として、当該交付申請に関し、日本国の助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令を遵守いたします。

また、交付決定を受けた場合には、共同申請者として、助成事業の適正な実施に関し、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程の効力又は手続について、次に規定するところによるものとすることについて合意いたします。

- 一 交付規程の交付決定の条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。
- 二 交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間による。
- 三 相互の意見の疎通を図るため、申請者又は助成事業者は交付規程で定める文書、書類、報告書等については、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、交付申請又は助成事業に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、申請者又は助成事業者の負担で講ずるものとする。
- 四 本助成事業に関する訴は、横浜地方裁判所の専属管轄に属する。

更に、助成事業終了後においても助成事業の状況及び助成事業から発生する排出削減量の政府口座への移転の状況の報告並びに会計検査対応等に対して、助成事業に係わる共同申請者として幹事法人と協力し、真摯に対応致します。

様式第2(タイプA及びC用)

番号
年月日

申請者名称

代表者等 あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長名

印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金については、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 助成金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。

2. 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとします。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円

ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 助成対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する助成金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 助成金の額の確定は、助成対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに對応する助成金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 助成事業者は、以下の交付条件に従って助成事業を実施しなければなりません。

- (1) 助成事業者は、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程(平成18年10月2日平成18年度規程第15号。以下「交付規程」という。)、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第10条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。
- (3) 助成事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (4) 助成事業者は、助成事業の実施に關し契約をする場合において、助成事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によること。
- (5) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示

に従うこと。

- (6) 助成事業者は、機構が交付規程第15条第3項の規定により助成金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかつたときは、交付規程第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (7) 助成事業者は、機構が交付規程第18条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 助成事業者は、機構が交付規程第18条第4項の規定による助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかつたときは、交付規程第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 助成事業者は、機構が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（助成金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (11) 助成事業者は、交付規程第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 助成事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すること。
- (13) 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、助成事業の効果等を報告すること。

6. 助成事業者は、助成金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による助成金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

8. その他、機構の付した条件を遵守しなければなりません。

様式第2(タイプB用)

番 号
年 月 日

申請者名称

代表者等 あて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金については、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 助成金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。

2. 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとします。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円

ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 助成対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する助成金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 助成金の額の確定は、助成対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに對応する助成金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 助成事業者は、以下の交付条件に従って助成事業を実施しなければなりません。

- (1) 助成事業者は、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程(平成18年10月2日平成18年度規程第15号。以下「交付規程」という。)、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業を行うこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第10条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。
- (3) 助成事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (4) 助成事業者は、助成事業の実施に關し契約をする場合において、助成事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によること。
- (5) 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示

に従うこと。

- (6) 助成事業者は、機構が交付規程第15条第3項の規定により助成金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかつたときは、交付規程第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (7) 助成事業者は、機構が交付規程第18条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 助成事業者は、機構が交付規程第18条第4項の規定による助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかつたときは、交付規程第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (9) 助成事業者は、機構が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（助成金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (11) 助成事業者は、交付規程第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 助成事業者は、交付規程第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すること。
- (13) 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、助成事業の効果等を報告すること。
- (14) 助成事業者は、助成事業を実施することにより、助成事業を実施することにより気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位（Emission Reduction Unit。以下「ERU」という。）、認証された排出削減量（Certified Emission Reduction。以下「CER」という。）又は割当量（Assigned Amount Unit。以下「AAU」という。）が得られるよう必要な措置をとること。但し、措置をとれないことについて真にやむを得ないと機構が承認する場合についてはこの限りではない。
- (15) 助成事業者は、助成事業により得られるERU、CER又はAAUは、その取得時においては、全て日本国政府の管理する国別登録簿内へ移転すること。但し、移転しないことについて真にやむを得ないと機構が承認する場合についてはこの限りではない。
- (16) 助成事業者は、助成事業により2008年から2012年までの約束期間において有効なERU、CER又はAAUが得られた場合については、次式による交付した助成金の補助率の分のERU、CER又はAAUを日本国政府の保有口座へ移転すること。その際の制度運用にかかるShare of proceeds等は事業者負担とする。
- 移転するERU、CER又はAAU量 [CO₂換算トン] = 発生したERU、CER（適応に係るShare of proceeds分等を除く）又はAAU量 × 確定した補助率
- 但し、次式による交付した助成金相当分を越えないものとする。
- 助成金相当分 [CO₂換算トン] = 交付された助成金額 × (算出係数)
- また、残りのERU、CER若しくはAAUについて処分する場合には、優先的に機構と交渉を行うこと。
- 但し、移転しないことについて、真にやむを得ないと機構が承認する場合についてはこの限

りではない。

6. 助成事業者は、助成金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による助成金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間助成金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 機構の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 助成事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

8. その他、機構の付した条件を遵守しなければなりません。

様式第3

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業（非エネルギー等）助成金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成金に係る交付の申請は、下記のとおり取り下げるることとしたので、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 助成事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下された交付の申請に係る助成対象費用及び助成金の額
 - (1) 助成対象費用
 - (2) 助成金の額

様式第4

番号
年月日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 殿

住所
助成事業者名稱
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)事業計画変更(等)承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった上記助成事業計画を下記のとおり
変更したいので、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第9条第1項の規定に基
づき、承認を申請します。

記

1. 助成事業の名称

2. 変更の内容

3. 変更を必要とする理由

4. 変更が助成事業に及ぼす影響

5. 変更後の助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の配分額（新旧対比）

6. 同上の算出根拠

(注) 中止又は廃止にあっては、その後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

様式第5

番号
年月日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理事長 殿

住所
助成事業者名稱
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成事業の事故について、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額 金 円

3. 事故に対して採った措置

4. 助成事業の遂行及び完了の予定

様式第6

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成事業の実施状況について、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成事業の遂行状況
3. 助成対象経費の区分別収支概要

様式第7

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成事業が完了しましたので、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した助成事業

- (1) 助成事業の名称
- (2) 助成事業の内容及び重点的に実施した事項
- (3) 助成事業の効果

2. 助成金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 助成金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内 訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額

4. 助成事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表(別紙1)

5. 実績報告に基づくクレジット移転見込み(別紙2) [タイプBのみ]

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{助成金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{助成金額}$$

収支明細表

(1) 収入

項目	金額
自己資金	
助成金充当額	
合計	

(2) 支出

(イ) 総括表

(単位:円)

区分	助成事業に要した経費		助成対象経費			助成金充当額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額
合計							

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第22条第2項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{助成金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{助成金額}$$

実績報告に基づくクレジット移転見込み

本実績報告書に基づく、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第7条第2項第3号に規定された日本国政府の保有口座へ移転する見込みの助成事業より得られるクレジット（ERU、CER又はAAU）については、下記のとおりです。

(1) 別紙1より見込まれる補助率（助成金充当予定額／助成対象経費実績額）

(2) 移転上限量（助成金充当予定額×交付決定時に示される算出係数）〔小数点以下四捨五入〕

(3) (1)、(2)に基づくクレジット移転見込み

年度 ※1)			…	平成25年度 (2013年 度)
クレジット種別 ※2)				
①助成事業から発生するクレジット予定量 ※3)				
①の累計				
② ①より Share of Proceeds 分(2%)を差し引いた量				
③政府の保有口座へ移転するクレジット予定量 ※3),※4				
③の累計				
④移転予定期				

※1 日本の会計年度（4月～翌3月）。なお、政府保有口座への移転完了年に係わらず2013年度まで記載して下さい。ただし、移転期限については2013年9月末を越えて設定することはできません。

※2 CER、ERU、AAUの種別を記入して下さい。

※3 削減事業実施年度ベースではなく、実際にクレジットの移転が予想される発生年度ベースで記載して下さい。

※4 ①×補助率 で算出される数値を記載して下さい。

※5 上記(1)及び(2)は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの確定通知により最終的に確定するため予定の数値となります。また、(3)はあくまでも見込みであり、移転は実際の発生量に基づき行っていただきます。

様式第8

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成金に係る助成事業の地位を承継し、当該助成事業を継続して実施したいので、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧助成事業者名
2. 助成事業の地位の承継理由
3. 助成事業の名称
4. 助成事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された助成金の額
7. 既に交付を受けている助成金の額

様式第9

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金返還報告書 (確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている助成金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている助成金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

様式第 10

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金精算(概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成金に係る助成金の精算(第 回概算) 払を受けたいので、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第 16 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 助成事業の名称

2. 精算(概算) 払請求金額 金 円

3. 請求金額の算出内訳(別紙: 概算払いの請求をするときに限る)

4. 概算払を必要とする理由(概算払いの請求をするときに限る。)

5. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載

(別紙)

請求金額の内訳

(単位：円)

区分	助成対象費用の額			補助率	助成金の額		
	配分額	実績額 (年月日～ 年月日)	支出見込額 (年月日～ 年月日)		配分額	前回までの受領額	今回請求額
合計							

様式第 11

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金消費税額及び地方消費税額の確定
に伴う報告書

海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 助成金額（交付規程第 15 条第 1 項による助成金の確定額）
3. 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額
5. 助成金返還相当額（4. — 3.）

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 12

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金返還報告書 (取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記助成金に係る助成事業について、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第 18 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成事業の名称
2. 既に交付を受けている助成金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
5. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
6. 加算金及び延滞金の算出根拠
7. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

様式第 13

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図面類、(エ) 無体財産権（工業所有権等）、(オ) その他の物件（不動産及びその従物）とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等管理明細表（平成 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図面類、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度 CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等)助成金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった上記助成金に係る助成事業について、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財 産 名 (仕様)	数 量	処 分 の 方 法 注 1	処 分 の 理 由	備 考 (処分の時期等)

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

3. 処分の条件（注 2）

(注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合には、用途を記載する。

2. (1) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。
- (2) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

様式第 16

番 号
年 月 日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理 事 長 殿

住 所
助成事業者 名 称
代表者等名 印

CDM/JI 実施支援事業(非エネルギー等) ERU/CER/AAU 移転報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった上記支援事業に係わる CER /ERU/AAU の日本国政府の保有口座への移転について、海外地球温暖化防止技術開発支援事業費助成金交付規程第 24 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した助成事業の名称

2. 受領した助成金の額及び受領年月日

3. 確定した補助率 [CO₂換算トン／千円]

4. 確定したクレジット移転上限量

5. 今回移転されたクレジットについて

- (1) クレジット種別
- (2) 今回移転されたクレジット量 [CO₂換算トン]
- (3) 移転年月日

6. 今回分を含むこれまでの移転クレジット累計量

7. クレジット移転上限量残 (4. — 6.)